

平成28年度 第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時：平成28年11月2日（水）10：00～11：30

2 場所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員

(2) 教育委員会職員

森 雅彦 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、大井 力学事課長、山下 敦史 教職員課長、
大野 治充 県費移譲課長、福本 順 指導課長、中村 宏 保健体育課長、
増澤 保明 教育センター所長、植草 伸之 養護教育センター所長

(3) 事務局

安部 浩一 指導課教育支援担当課長、小田 将史 指導課主任指導主事、
木内 克英 指導課指導主事

4 議題

(1) いじめ等の重大事態発生に係る「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」の調査・
審議・報告のながれ（案）

(2) その他

5 議題の概要

(1) 事務局から説明があり、協議した。

6 議題の概要

○開会

○教育次長挨拶

学校は、10月7日(金)から11日(火)までの秋季休業が終わり、すでに後期がスタートしているところ。前期は、重大事態に発展した事案の報告は、ありませんでしたが、後期も「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応」の三つの柱を中心に、いじめ問題に対応して参ります。

さて、最近の全国的な様子を見ると「いじめ防止対策推進法」が施行されて3年が経過したことによる同法の見直し時期が来たことで、改めていじめ問題への注目が集まっています。

その最中、文部科学省が毎年行っている「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報結果が10月27日に公表されました。それによりますと、国立、私立を含めたいじめの認知件数は、全国の小学校で151,190件、中学校で59,422件となっており、高等学校や特別支援学校の認知件数を合わせた合計値は、調査開始以来最多になったとのこと。文部科学省は、その理由を「解決に向けた積極的な認知を推進する政策が浸透してきた」と分析しています。

本市においても、この結果を参考に、今後の国の動向に注視しながらいじめ対策の更なる充実を図ってまいります。

本日は、その一環として重大事態等が発生した場合を想定し、本委員会の活動手順について専門的知見から御審議いただければと思います。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変ご多様なことと存じますが、本市のいじめの問題への取組の一層の強化が図られるよう、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

(事務局 福本指導課長) ありがとうございました。それでは、この後の議事進行につきまして、保坂委員長にお願いいたします。

(保坂委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

(事務局 小田主任指導主事) 本日の協議題につきましては、第1回本委員会で委員の皆様からのご意見やご審議を踏まえて提案いたします。なお、これは、本委員会の設置条例8条の2～4項にある所掌事務の流れに基づきます。

まず、全体に関わることでいくつか確認させていただきます。1つ目に、情報開示請求は、全て教育委員会指導課が対応します。2つ目に、本委員会で配付する資料は、必ず会議終了後に回収いたします。3つ目に、配付資料の記載は、実名等を避け、本人が特定されない配慮をし、必要に応じて別紙で補足するようにしたいと考えております。

また、本日提案する調査・報告に関わる流れや書式は、あくまでも基本形であり、事案によっては変更することもあることを、ご理解ください。

それでは、資料の3頁と4頁をご覧ください。いじめ等の対策及び調査委員会による調査・報告の流れについて、①～⑩の項目に沿ってご説明いたします。まず、①～⑩の項目について説明いたします。(以下、説明の骨子)

①重大事態の通報を受けた教育委員会は、②通報者へ「重大事態申立書」の提出依頼をする(様式1)。③「いじめ防止対策推進法」の定義等に基づき、重大事態にあたらないという判断の場合は、申立人に文書にて回答する(様式2)。④重大事態にあたるという判断の場合は、「千葉市教育委員会いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」に基づき、調査機関を「学校」「教育委員会」「いじめ等の対策及び調査委員会」の何れかから決定する(様式3)。⑤様式3により「いじめ等の対策及び調査委員会」の調査の決定を報告した場合は、正式に諮問する(様式4)。⑥調査員候補名簿から適切な人数の調査員を選出し、任命する(任命状)。⑦臨時「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を開き、事案の説明をする。このとき、5名の調査委員と任命された調査員の出席を原則とする(説明資料見本)。事案の説明後に、⑧調査方針の確認、⑨調査方法・調査対象者の決定、⑩調査者の決定を本委員会でやる。

(保坂委員長) 何か意見等がありますか。

(保坂委員長) 「調査委員」と「調査員」の違いの確認をお願いします。

(事務局 小田主任指導主事) 「調査委員」は、年5回定例の本委員会の5名の委員、「調査員」は、重大事態発生に際して任命される方々となります。

(保坂委員長) 「通報者」と「申立人」の違いの確認をお願いします。

(事務局 小田主任指導主事) 通報者が申立人とならない場合もあることからです。

(黒川委員) 11頁4の表の関係生徒という表記は、児童が落ちています。

(事務局 小田主任指導主事) ありがとうございます。訂正します。

(永嶋委員) 様式2の「本事案については、次のように決定する」とあるが、「回答する」の方がよいのではないかと思います。

(事務局 小田主任指導主事) よりよい表現の仕方を事務局で再考します。

(黒川委員) 様式3についても同様だと思います。

(事務局 小田主任指導主事) 「決定する」という文言について、訂正します。

(保坂委員長) ほかにいかがでしょうか。

(永嶋委員) 調査を行うとき、調査委員と調査員がペアになるという規定は何条にありますか。

(事務局 小田主任指導主事) 本委員会運営要綱の第4条3項にあります。

(保坂委員長) よろしいでしょうか。

それでは、事務局より後半の説明をお願いします。

(事務局 小田主任指導主事) ⑪から⑳の項目について説明いたします。(以下、説明の骨子)

⑪調査対象者の承諾を得てから調査となる(様式5)。なお、様式5の発出元は、本委員会なのか、学校なのか、教育委員会なのかご審議いただきたい。⑫調査者と調査対象者とのスケジュール調整を、学校・教育委員会を介して行う。⑬調査は原則5回程度。調査状況や調査内容の集約を必要に応じて行う。なお、申立人の意向があれば、進捗状況や途中の調査状況について報告する。⑭必要に応じて、随時、調査内容等の見直しを図る。⑮調査状況や調査内容について報告する(様式6)。⑯調査報告を基にした事実認定を行い、⑰答申書を作成し(様式7)、⑱教育委員会に報告する。⑲教育委員会は、答申書の内容を申立人に報告する。このとき、申立人が希望すれば、その所見を記載してもらおう(様式8)。⑳最終的に市長に報告する。

(保坂委員長) 何か意見等がありますか。

(岩崎委員) 実際の調査場面としては、時間帯等どのようにお考えですか。

(事務局 小田主任指導主事) 調査対象者が児童生徒であるならば、学校管理下にある夕方までの時間帯に済ませられればよいと考えていますが、調査時には、周りに情報が漏れないように慎重に行う必要があると考えられます。調査対象者が保護者等であるならば、仕事時間等を考慮した時間帯に行くことが想定されます。事案に応じて、調査スケジュールの調整を図っていきたいと考えています。

(岩崎委員) 児童に関しては、学校のある時間に話が聞けるでしょうか。授業を休ませるわけにはいかないですし、昼休みの時間ぐらいでは無理だと思います。

(事務局 小田主任指導主事) 放課後の時間帯も活用できると考えています。

(保坂委員長) あとは、休日等に行くことも現実的にはあるでしょう。過去の事例からみても、休みの日に調査することも含むということですね。

(事務局 小田主任指導主事) 夜間の時間帯に行っているという自治体の様子も聞いています。調査する側とされる側の調整を図っていきたいと考えています。

(保坂委員長) 調査回数を5回程度と考えているという説明がありましたが、1回の時間の上限を決めることも大切でしょう。最大でもこれぐらいの時間内にしますと、申し合わせておくことが必要だと思います。

(事務局 小田主任指導主事) ⑧の調査方針の確認時に事案の説明とあわせて確認したいと考えています。一般的に望ましい調査時間について、具体的に委員の皆様からご助言いただけると参考になります。

(保坂委員長) 小学生だったら1時間以内、中学生なら2時間以内、保護者で2時間を超える場合があるなどの目安をつくっておくべきかと思います。一般的には、2時間以上、話を聞くのは難しいと思います。

(保坂委員長) 懸案事項である、調査協力の依頼(様式5)をどこが発出するかについて、ご意見をいただきます。他の例ではいかがですか。

(事務局 小田主任指導主事) あくまでも例ですが、文科省から出されている自殺事案の詳細調査

依頼の例文は、校長名での発出で記載されています。

(永嶋委員) 守秘義務という視点からすると、校長でないほうがよいと思います。

(事務局 小田主任指導主事) 第3者の調査という意味合いから、本委員会発出と考えました。

(永嶋委員) 第3者の調査を望んでいるのは被害者であって、加害者には心理的抵抗があるだろうと思われませんが、それでも調査委員会発出でよいと思います。

(保坂委員長) ⑦～⑩にある臨時の調査委員会は、任命された調査員と過半数の調査委員の出席で成立となると思われませんが、⑨の調査対象者の決定については、事前に原案があると想定でき、委員会が主体ではないと思われるので、今後、検討させていただきたい。

(事務局 小田主任指導主事) 実際に行うことを想定し、現時点で、準備できることや考慮できることをご助言いただけると助かります。

(保坂委員長) 現実起きたことをシミュレートして考えたいと思います。いかがでしょうか。

(黒川委員) 調査対象者のリストアップ後に、調査する中で、新たに調査対象者が明らかになったときには、再度、臨時の調査委員会を開くと考えてよいのでしょうか。

(事務局 小田主任指導主事) ご指摘の内容については、⑭調査の見直しに含まれると考えておりますが、臨時の委員会をその都度開くのは現実的に難しいと思われしますので、事務局が窓口になり、委員の皆さんのご意見を頂戴しながら原案を提示していこうと考えております。

(保坂委員長) 皆さんの了解を取った上で、委員長名で全員にメール審議をお願いして進め、内容に応じて委員会を開いて議論するというのが現実的だと思います。どうでしょうか。

(事務局 小田主任指導主事) こちらも同様に考えています。

(保坂委員長) 申立からおよそどれくらいで答申を出すのか、慎重に審議しなくてはいけない一方でスピードも問われると思いますが、何か目安はありますか。

(事務局 小田主任指導主事) 慎重な審議と迅速な決定のバランスが必要になると思います。また、事案によっても異なると思いますので、具体的にはお示しできません。

(保坂委員長) 被害者が待てる期間はそれほど長くはないと思われしますので、進捗状況を報告することや、およそいつ頃までに報告するかを検討することも必要だと思います。

(事務局 小田主任指導主事) 申立人の意向等を考慮しながら進めていこうと考えます。

(保坂委員長) 先程、調査回数の目安は5回というご発言がありましたが、これについてはいかがですか。

(事務局 小田主任指導主事) あくまで目安です。

(永嶋委員) 少ないという印象を受けます。申立人が納得するまでとなると、もっと回数が増えることもあると思います。

(永嶋委員) 答申書を作成するのにも、かなりの期間を要すると思います。

(保坂委員長) 申立人の所見を付けることが、法律上義務付けられているので、その扱いとの兼ね合いだと思います。

(事務局 小田主任指導主事) 申立人の納得を得る時間が必要になり、報告から答申書を作成するまでに一年以上かけている事例も聞いています。あくまで申立人の意向を最優先に考えて進めなくてはならないと思います。

(保坂委員長) 答申書に対して、答申書として提出することができるということですね。

(事務局 小田主任指導主事) そのとおりです。

(保坂委員長) その後の審議の場として、市の調査委員会があり、次の段階に進むことができるということですね。

(事務局 小田主任指導主事) そのとおりです。申立人が納得できず、何度も何度も再調査を繰り返している事例もあるように聞いています。所見の内容に関わらず、答申書として提出できることになっております。

(保坂委員長) そのほかにはいかがでしょうか。

本日の協議を踏まえて、今後の協議の日程的な見通しを教えてください。

(事務局 小田主任指導主事) ご審議いただいた内容やご意見を踏まえ、案をお示ししたいと考えていますが、本日のご審議の中では、提案についての大きな変更等はなかったと捉えています。提案をベースに修正を図っていきたいと考えています。

(保坂委員長) 調査協力の主体はどこかについては、持ち帰っていただくということによろしいですか。

(事務局 小田主任指導主事) 承知しました。

(保坂委員長) それでは、協議を閉じて事務局にお返しします。

(事務局 福本指導課長) 今後の予定についてお願いします。

(事務局 小田主任指導主事) 長時間にわたり、貴重なご協議ありがとうございました。

本日のご意見を、今後に生かしてまいりたいと思います。

今回は、平成29年2月8日(水)午前10時開会です。9時40分ごろには、お集まりいただければと考えております。場所は、本日と同じ、千葉ポートサイドタワー12階第1会議室で行う予定です。委員会開催日が近づきましたら、委員の皆様にはご案内を送付させていただきます。

(事務局 福本指導課長) 以上をもちまして、第2回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。